

明石市介護支援専門員継続支援給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護サービス事業所（別表第1に掲げる事業所をいう。以下同じ。）に従事する介護支援専門員（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第7条第5項に規定する介護支援専門員をいう。以下同じ。）の定着を図るため、介護支援専門員継続支援給付金（以下「給付金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(給付金の交付対象者)

第2条 給付金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第4条の規定による申請を行った日（以下「申請日」という。）において、介護サービス事業所で現に介護支援専門員として3月以上継続して勤務していること。
- (2) 対象研修（別表第2に掲げる研修（過去に交付を受けた給付金及び国、他の地方公共団体等から交付を受けた類似の給付金等に係るものを除く。）であって、申請日前1年以内に実施されたものをいう。以下同じ。）を修了していること。

(給付金の額)

第3条 給付金の額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 別表第2のアに掲げる対象研修を修了した対象者 30,000円
- (2) 別表第2のイに掲げる対象研修を修了した対象者 50,000円

(交付の申請)

第4条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、明石市介護支援専門員継続支援給付金交付申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 対象研修を修了したことを証する書類
- (2) 身分証明書の写し

(交付の決定)

第5条 市長は、申請書が提出されたときは、その内容を審査し、給付金の交付の決定をしたときは明石市介護支援専門員継続支援給付金交付決定書により、交付しないことを決定したときは明石市介護支援専門員継続支援給付金不交付決定書により、申請者に通知するものとする。

(給付金の交付)

第6条 市長は、前条の規定による給付金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をしたときは、申請者に対して速やかに給付金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により給付金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が適当でない者と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る給付金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第1条関係）

市内に所在し、かつ、次に掲げるサービス又は事業を行っている事業所
ア 法第8条第1項に規定する居宅サービス事業
イ 法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業
ウ 法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業
エ 法第8条第26項に規定する施設サービス
オ 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業
カ 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス事業
キ 法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業
ク 明石市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年3月28日制定） 第3条第1項第1号に掲げる事業

別表第2（第2条関係）

都道府県若しくは市町村又はこれらに指定された機関が行う次に掲げる研修
ア 法第69条の8第2項に規定する更新研修（同項ただし書に規定する研修を含む。）
イ 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修